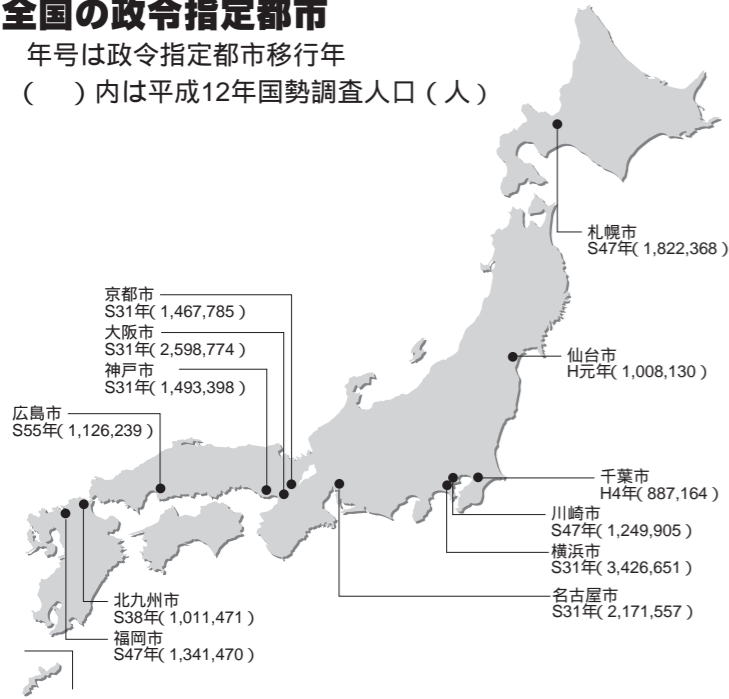


### 全国の政令指定都市

年号は政令指定都市移行年  
( )内は平成12年国勢調査人口(人)



# みんなでも考えよう

## 市町村合併 ④

### 政令指定都市に向けた研究を開始



#### 社会環境の変化に対応した行政を

国際化や少子高齢化、高度情報社会の到来、環境意識の高まり、地方分権の一層の進展など、私たちが取り巻く社会環境は大きく変化してきています。今、こうした社会状況に的確に対応し住民福祉をさらに向上

していくための一つの手段として、市町村合併がクローズアップされています。もちろん市町村合併にあたっては、将来を見据えたまちづくりという視点にたって考えていくことが大切です。また、行政組織の体制強化や、スケールメリットによる効率化もあわせて考えていかなければなりません。

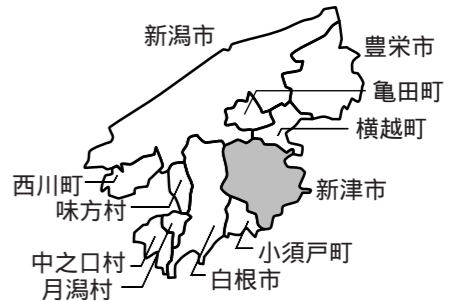
#### 政令指定都市というまちづくりの方向

交通の利便性や恵まれた自然環境、これらを生かした快適な居住環境や憩いと安らぎの間、今後予定されているバイオリサーチパークにおける学術・研究・開発機能など、新津の特性を最大限に引き出していくためには、豊かな行政基盤を備え、県と同等の事務権限を持つことさ

れる「政令指定都市」に向けた研究を進めていく必要があるものと市では考えています。それは、ただ単に大きくなるということではなく、それぞれの地域が機能を分担しあうことで都市全体としての魅力をより高めていこうとするものです。こうした新しいまちづくりのプランをつくっていくため、今後は関係市町村と任意の合併協議会などの組織を通じて、研究を深めていきたいと考えています。

また、平成十七年三月までに合併をした場合には、合併特例法により行財政面での優遇措置を受けることができるということも含めて、この期限を念頭に置いた取り組みを進めたいと考えています。合併についてはさまざまな考え方がありますが、こうしたひとつの方向性を示すことにより、市民の皆さんから一層活発な議論をしていただくことを目指しています。

#### 新潟地域合併問題研究会 構成市町村



県が示した合併パターンで、同じ地域にある新潟市などに西川町を加えた11市町村で研究会を設置し、合併特例法や政令指定都市の研究などを行っています。

#### 合併特例法と協議組織

##### ● 合併特例法の期限

「市町村の合併の特例に関する法律」いわゆる合併特例法では円滑な合併を支援するため、地方交付税額の優遇など、さまざまな特例が設けられています。

この法律は、平成十七年三月末が有効期限となっています。

##### ● 合併協議会

合併特例法では、「合併をしようとする市町村は、合併に関する協議を行う機関を設置すること」とされています。これが議会の議決を経て設置される法定の協議会ですが、その前に任意の協議会を設置して自由に協議をする場合がほとんどです。

#### 協議会での主な協議事項

- 合併の是非
- 行政組織や制度の比較・取り扱い
- 議員定数などの取り扱い
- 合併後の整備計画（市町村建設計画）の検討
- 合併の方式・期日 など

#### 政令指定都市

政令指定都市とは、人口など一定の要件を満たす都市が政令で指定を受けるものです。都道府県に近い事務上の権限が与えられるほか、財源も増額されるため、住民に身近な市役所の自主性や事務効率が向上し、住民の二

#### 政令指定都市の特徴

- 県からの特定事務の委譲（都市計画や保健衛生に関する事務など）
- 地方譲与税などの増額（地方道路譲与税の増額など）
- 宝くじの発行が可能
- 行政区の設置 など

#### 合併調査室の設置

市では、四月から庁内に合併調査室を設置しました。ここでは、関係市町村と連携しながら調査・研究を進めるとともに、市町村合併に関する市民の皆さんへの情報提供を行います。

\* 今後とも、情報提供を進めるとともに、合併に関して市民の皆さんの声を伺っていきたく考えています。

インターネットからもアクセス可  
合併に関するご意見をお寄せください

gappei@city.niitsu.niigata.jp  
または新津市ホームページ  
http://www.city.niitsu.niigata.jp/

\* またはお手紙で

新津市役所企画調整課 合併調査室  
(☎956-8601住所記載不要)へ。



皆さんからのご意見  
をお待ちしています。